

所得税制における不公平問題

牧野 都治

「シャープ税制以来の改革」と銘打った税制改革が行なわれようとしている。消費税導入、所得税減税などを柱とした大改革である。そのうち所得税に関していえば従来税率の累進度がかなり強く、またサラリーマンを中心とした給与所得に税負担が偏りすぎていたことの是正である。このことについて筆者はかねがね単なる観念論としてではなくデータによる解析を行ない、私見をOR学会、統計学会の研究発表会などで報告してきた。最近のものとしては“所得税制の不公平問題についての考察”(昭63年春OR学会)や“所得税における税痛格差の分析”(昭61年統計学会)などがある。今回はそれらをふまえて税制改正の意味などを単刀直入に評価したい。

1. ヨコならび不公平

——いわゆる“クロヨン問題”——

従来、各税務署では毎年5月1日から15日まで、前年の申告所得金額1,000万円以上の人の氏名・住所・所得金額の公示を行ってきた。(ただしこれは、昭和58年分からは、納税(所得税)金額1,000万円以上の人ということに改められている。

この資料にもとづき、たとえば昭和56年分の千葉県松戸税務署管内のものと東京都京橋税務署管内のものについて所得金額のパレート図をつくり比較してみた。

注1. 松戸は首都圏のベッドタウンとして、近年いちじるしく人口増をみた都市であって、住民には給与所得者が多い。これに対し、京橋は古くからのビジネス街であって、住民には事業所得者が多い。

注2. ひとにぎりの高額所得者の所得金額の分布は、パレート分布にしたがうといわれている。また、パレート分布のパレート図について、ある値以上というように条件をつけた分布のパレート図は、もとのパレート図と一致するという性質がある。

さて、松戸について調べてみると、所得1,000万円以

表1 一覧表記載者数

税務署 年次	松戸	京橋
昭56年 (所得1,000万円以上)	5,374人 (1.14)	1,145人 (1.12)
昭57年 (所得1,000万円以上)	6,060 (1.13)	1,135 (0.99)
昭58年 (税額1,000万円以上)	563 (0.09)	156 (0.14)
昭59年 (税額1,000万円以上)	604 (1.07)	184 (1.18)

上の人のパレート図にくらべ、2,000万円以上の人のそれは、ふくらみ(均等線からのかい離)はるかに小さくなっている。ところが京橋ではそれらがびたりと重なっている。そこで、松戸では1,000万円以上といっても、必ずしも高額所得者とはいえないが、京橋ではそうやってよさそうである。このことから、いわゆる“クロヨン問題”の存在を肯定せざるを得ないのではないかと考える。

注3. クロヨンとは、課税される所得金額の捕捉率について、給与所得のサラリーマンが9割、自営業者が6割、農業従事者が4割ではないかと憶測されるという意味あいをもつことばである。

上のことを別の視点からもう一度調べ直してみる。それは制度が変わった昭和57年→昭和58年に焦点をあてて一覧表記載者数の比較をしようというのである。

表1によれば、昭和57年分所得1,000万円以上の人が、松戸では6,060人であったが、58年分納税1,000万円以上の人は563人になったことがわかる。表1のカッコ内の数値(たとえば0.09)は、前年比(563÷6060)を表わしている。松戸での値0.09に対して、京橋では0.14と大きく違いがみられる。ところが公示制度に変更のなかった昭和58年→昭和59年については、それらが1.07、1.18と、きわだった違いは認められない。これらの事実も、“クロヨン”の存在を浮き彫りにしているといえるのではなかろうか。

表 2 改正税率と弾力性

① 適用課 税所得; X(万円)	② 税率; α	③ 控除額; S(万円)	④ 税額; T(万円)	⑤ 実税率; $\beta=T/X$	⑥ 弾力性; $\eta=\alpha/\beta$
0以上 ~300 未満	0.10	0	0 ~30	0.10	1.00
300 ~600	0.20	30	30 ~90	0.10 ~0.15	2.00 ~1.33
600 ~1000	0.30	90	90 ~210	0.15 ~0.21	2.00 ~1.43
1000~ ~2000	0.40	190	210 ~610	0.21 ~0.305	1.90 ~1.31
2000 以上	0.50	390	610 ~	0.305 ~	1.64 ~

2. タテわり不公平

——中・高所得層にみる税痛格差——

今回の大改正はさておき、ここ数年、所得税減税問題が議論され、毎年、若干の手直しを加えられてきた。ただし、減税のし方にもいろいろある。課税最低限の引き上げは、その1つの方法である。これは、すべての人に減税をもたらすので、あまり反対はないのではないかと考えられ、いつも大幅にとり入れられている。しかし、これはたいへんまずい。中高所得層の重税感がきつ（いわゆる税痛格差）ということが、よくいわれてきたが、それは単に税が重いということとは別に、この層へのきわめて不公平な課税に対する痛み由来する。それにもかかわらず、一律に課税最低限を引き上げたのでは、(パレート図でいえば、“ソフトした場合”の逆の作用をひきおこし)相対的に、中高所得層の税痛を増大させることになる。したがって、このような改正はまずい。また、これはあまり話題に上らなかつたようであるが、減税の手取り早い方策として、一律に3%減にするといった方法もある。しかしこれは(パレート図でいえば、尺度変換に相当し)現在の不公平感をそのまま温存することになる。それでは、不公平感を和らげるための抜本的な方法は何かということになるが、それは累進税率の全面改正以外にない。今回の改正では、これが大きくとり入れられ、税額表の改正をみたわけである。しかし、簡素化の原則にもとづくこの改正は、ある意味では、中高所得層における公平化は無縁のようにみえる(表2)。

各階級の人の「収入増に対する所得税の弾力性」を調べてみると、中高所得層にとって、いかに不公平である

かが、よくわかる。

表2について、もう少し詳しく説明しておこう。今回、改正をみたのは、表2の①、すなわち所得金額X(万円)と、表2の②、すなわちそれに対する税率 α の列である。これらの税率を適用して、税額を計算するためには、③の列、つまり控除額S(万円)を設けなければならない。かくして実際の税額T(万円)が、 $T = \alpha X - S$ により求められることになる。この場合、所得X(万円)の人の実税率は $\beta = T/X$ 。それが、さらに若干の収入増(ΔX)をみると、税額の増加分 ΔY は $\alpha \cdot \Delta X$ になるので、弾力性 η は次のようになる。

$$\eta = \left(\frac{\Delta Y}{\Delta X} \right) / \left(\frac{Y}{X} \right) = \alpha / \beta.$$

これが、アンバランスなのはまずい、というのがここでの所論である。そして表2に見るように、今回の改正でもこの問題は残り、とくに6000~1,000万円の層に対してキツイということが、指摘されよう。

それでは、このような重税感を和らげるには、どうしたらよいか。それはきわめて簡単である。累進税率をやめにして、一律 γ の税率とするか、そうでなければ簡素化とは反対に、キメ細かく課税する——いわば複雑化の方策をとればよい。

3. 所得よりも消費に課税

——税制改正を裏からみる——

さて、今回の税制改正を評価してみよう。2.で述べた弾力性の意味では、今回の改正(表2)は、少しも改正になっていない。筆者はもともと、中高所得層の税痛格差を解消することは、減税の過程では困難であると指摘してきた(たとえば、昭和61年統計学会で)。ところが今回、消費税を導入することになった。このような制度の中では、所得税偏重が改められるので、2.で述べたタテわり不公平はかなり緩和されることになる。極言すれば、所得税を廃止して、消費税一本という政策をとることである。こうすれば、タテわり不公平は一挙に解決してしまう。(ただし、そのことの是非は別の次元での議論ということになる)。従来は、収入(所得)に税金がかかったわけであるが、これからは収入よりも支出(消費)に税金がかかる時代を迎えようとしている。形式はどうであれ、消費税の実質的担税者は消費者である。その意味で納税者たるもの、発想の転換が必要な時期に突入したのである。1.で述べた高額所得者のリストに代わり、高額消費者のリストがつくれようというものである。